

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2022年5月12日付第855号

モスクワ

「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則」の承認について

2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「『2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号』の改正について」にしたがい、ロシア連邦政府は下記を決定する：

- ここに添付する「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価の実施に関する規則」を承認する。
- 連邦技術規制度量衡庁は、本決定の発効日から1週間以内に、本決定が承認した「規則」の附属書1に掲げる国家間規格および国家規格をロシア連邦領内において施行する。
- 本決定は2023年2月1日まで効力を有する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2022年 5月12日付
ロシア政府決定第855号により
承認

特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価の実施に関する 規 則

1. 本規則は、ロシアの車輪式輸送機器生産者に対する部品供給を暫定的に制限する制度が効力を有する期間において、ロシア連邦領内で製造された特定の車輪式輸送機器に適用される義務的要求事項、これらの義務的要求事項の適用の手順、および2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号が承認した関税同盟技術規則「車輪式輸送機器の安全性について」（以下、「技術規則」）の要求事項にもとづく車輪式輸送機器（シャーシ）の適合性評価の実施が不可能な場合における、当該の輸送機器の適合性評価の実施の手順を定めるものである。

本規則は、使用中の車輪式輸送機器には適用されない。

2. 本規則においては、技術規則が定める用語、および以下の意味を有する用語を使用する：

「電子証明書システム管理者」－ 2014年9月18日付ユーラシア経済員会理事会決定第59号「輸送機器の証明書（輸送機器シャーシの証明書）ならびに自走式機械およびその他の種類の機器の証明書の統一書式の導入に必要な文書および施策の作成および実施のための作業の手順ならびに電子証明書システムの構築について、ならびに輸送機器の電子証明書（輸送機器シャーシの証明書）ならびに自走式機械およびその他の種類の機器の電子証明書のシステムの管理者の決定について」が定める電子証明書システム管理者；

「判定書」－ 輸送機器の型式の評価に関する判定書（車輪式輸送機器の場合）、および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書（シャーシの場合）、および（または）個別輸送機器の評価に関する判定書（個別輸送機器の場合）；

「個別輸送機器」－ 車輪式輸送機器であって、量産され、流通に投入される前にその構造に個別的な形で変更が加えられた、またはアセンブリーキットから量産でなく個々に製造された、または個別的な技術的創造の成果物である、または以前に国家防衛発注にもとづいて納入された車両の中から流通に投入されるもの；

「最大規模製造者」；

2013年12月26日付ロシア連邦政府決定第1291号「車輪式輸送機器（シャーシ）およびそのトレーラーに対する廃車税について、ならびにいくつかのロシア連邦政府の文書の改正について」にしたがってロシア連邦産業商業省が管理する、車輪式輸送機器（シャーシ）および（もしくは）そのトレーラーの最大規模生産者登録簿に記載されており、かつ連邦法「ロシア連邦における産業政策について」にしたがってロシア連邦産業商業省との間に締結された輸送機器生産分野の特別投資契約にもとづいて輸送機器の生産を行う、カテゴリ－MおよびNの輸送機器の製造者、ならびにそのような製造者の子会社および関連会社；

2013年12月26日付ロシア連邦政府決定第1291号「車輪式輸送機器（シャーシ）およびそのトレーラーに対する廃車税について、ならびにいくつかのロシア連邦政府の文書の改正について」にしたがってロシア連邦産業商業省が管理する、車輪式輸送機器（シャーシ）および（または）そのトレーラーの最大規模生産者登録簿に記載されている、カテゴリ－MおよびNの輸送機器の製造者で、外国国家、国家の連合および（もし

くは) 同盟、ならびに外国国家または国家の連合および (もしくは) 同盟の国家 (国家間) 機関が発動する制限的性格の措置の対象となっている者、ならびに当該の製造者の子会社および関連会社;

電動機を搭載したカテゴリーM₃の輸送機器の製造者;

本規則または技術規則にもとづく適合性評価に合格したベースとなる輸送機器 (シャーシ) を使用した輸送機器の製造者;

2013年12月26日付政府決定第1291号「車輪式輸送機器 (シャーシ) およびそのトレーラーに対する廃車税について、ならびにいくつかのロシア連邦政府の文書の改正について」にしたがってロシア連邦産業商業省が管理する、車輪式輸送機器 (シャーシ) および (もしくは) そのトレーラーの最大規模生産者登録簿に記載されている、カテゴリーOの輸送機器の製造者;

「輸送機器 (シャーシ)」 - 最大規模製造者が製造し、技術規則の効力が及ぶカテゴリーM、N、Oの車輪式輸送機器およびそれらのシャーシ;

「鑑定組織」 - 附属書1の一覧に示す技術要求事項 (以下、「技術要求事項」) に対する車輪式輸送機器 (シャーシ) の適合性の評価、ならびに国家認可システムにおける認可の範囲内での、車輪式輸送機器 (シャーシ) の適合性評価における調査 (試験) および測定ならびに個別輸送機器の適合性評価における要求事項の検証を実施する、連邦国家単一企業「労働赤旗勲章自動車・エンジン中央科学研究所NAMI」。

3. 輸送機器 (シャーシ) は、それが技術規則に適合していることを条件として、ロシア連邦領内において流通に投入し、使用することができる。輸送機器の型式の評価に関する判定書および (または) シャーシの型式の評価に関する判定書が、上記適合の証明となる。

個別輸送機器は、それが技術規則附属書4の第1章~第4章が定める要求事項 (以下、「個別輸送機器に対する技術要求事項」) に適合していることを条件として、ロシア連邦領内において流通に投入し、使用することができる。個別輸送機器の評価に関する判定書が、上記適合の証明となる。

2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号の改正について」にもとづいて車輪式輸送機器に対して定められたベラルーシ共和国の国内要求事項にしたがって同国において製造された輸送機器 (シャーシ) は、これをロシア連邦領内において使用することができる。

4. 技術規則の要求事項にもとづく適合性評価に合格した輸送機器 (シャーシ) の型式に対しては、本規則にもとづく適合性評価の実施は必要とされない。

5. 輸送機器 (シャーシ) および (または) 個別輸送機器の電子証明書の作成は、2015年9月22日付ユーラシア経済委員会コレギウム決定第122号「『輸送機器の電子証明書 (輸送機器シャーシの電子証明書) および自走式機械その他の種類の機器の電子証明書のシステムの運用手順』の承認について」が承認した「輸送機器の電子証明書 (輸送機器シャーシの電子証明書) ならびに自走式機械およびその他の種類の機器の電子証明書のシステムの運用手順」第20項にしたがい、判定書にもとづいて、これを行う。

6. 判定書は、特別な偽造防止手段を用いることなく、附属書2~4の書式を用いた紙媒体によって作成され、附属書5に示す文書番号構成にしたがって番号が付される (判定書は、専用ソフトウェアを用いて、電子的形式によって作成することができる)。

7. 以下を、輸送機器 (シャーシ) の型式が技術要求事項に適合していることを証明する文書と認定する:

a) 1958年3月20日にジュネーブ市において締結された「車輪式輸送機器ならびに車輪式輸送機器への取付けまたは車輪式輸送機器における使用が可能な装置および部品に係る統一的な技術上の要件の採択ならび

にこれらの要件にもとづいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」およびその附属議定書の締約国の政府機関が発行した、公的承認に関する通知書；

b) 技術規則にもとづいて発行された、効力を有する適合性証明書およびその附属調書；

c) 鑑定組織、または鑑定組織が起用した、国家認可システムにおいて認可されている試験ラボ（試験の実施は、最大規模製造者の設備において、または遠隔連携手段を使用する場合を含む鑑定組織代表者の立会のもとで、または試験実施場所の地理位置情報の監視付きの試験実施プロセス映像記録を用いて、これを行ってもよい）、または最大規模製造者によって実施された試験の調書。最大規模製造者が独自に実施した試験の結果は、輸送機器（シャーシ）小規模ロットの適合性評価においてこれを採用する；

d) 技術規則の規定にしたがって登録された適合性宣言書（スキーム7eにもとづいて採用されたものは、輸送機器〔シャーシ〕小規模ロットの適合性評価においてのみ）。

8. 国際連合規則にもとづく適合性評価を受ける輸送機器（シャーシ）部品に対する証明文書として、公的承認に関する通知書、および（または）技術規則の一環として発行された適合性証明書を用いてもよい。

9. 最大規模製造者またはその代理人（以下、「申請人」）は、輸送機器（シャーシ）の型式の適合性評価を実施するために、鑑定組織に対して、申請人の名称、その所在地の住所、電話番号、電子メールアドレス、銀行情報、輸送機器の型式、以前に発行された輸送機器の型式の承認書またはシャーシの型式の承認書が記載されている申請書を、技術規則附属書12の第1章および第2章の一覧に示されている書類を添付して提出する（以下、「申請書」）。

10. 鑑定組織は、申請書受領日から5労働日以内にこれを検討し、輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下す。申請書が本規則第9項の定める要求事項に適合していない場合には、同様に当該の契約の締結を拒否する旨の決定を下す。

11. 輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下した場合、鑑定組織は以下を行う：

a) 輸送機器（シャーシ）サンプルの提出、ならびに証明資料の検討、分析および判定書作成の費用に関する情報などが記載された、輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を、申請人との間に締結する。上記の費用の計算は、証明資料の検討および分析ならびに輸送機器の型式の評価に関する判定書および（もしくは）シャーシの型式の評価に関する判定書および（もしくは）個別輸送機器の評価に関する判定書作成の費用の、附属書6に示されている計算方式にしたがって行う；

b) 提出された輸送機器（シャーシ）サンプルの識別、その試験、および以前に実施された試験の結果の鑑定（必要な場合）を行う；

c) 試験終了日から5労働日以内に試験調書を作成する。おのおのの調書には、最大規模製造者が作成し、証明した技術解説書を添付する；

d) 技術要求事項が履行されているか否かを確認するために、申請書の検討および分析を行う；

e) 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の作成を可能とする旨の決定書を作成する；

f) 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書を連邦技術規制度量衡庁に対して送付し、その検討および承認を求める；

g) 本規則が定める要求事項が履行されているか否かの検証に関連を有する文書を、10年以上の間、電子的形態で保存する；

h) 連邦技術規制度量衡庁が承認した、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシ

の型式の評価に関する判定書の写しを、ロシア連邦内務省に対して送付する。

12. 連邦技術規制度量衡庁は、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の受領日から3労働日以内に、以下を行う：

a) 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書を承認する旨の決定を下し、当該の決定に関する情報を、輸送機器の型式の評価に関する判定書登録簿および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書登録簿に記載し、承認した輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書を鑑定組織に返送する；

b) 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書に関する情報を、輸送機器の型式の評価に関する判定書登録簿および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書登録簿に記載する；

c) 指摘事項がある場合には、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書を鑑定組織に返送して、その修正を求める。

13. 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の有効期間は1年とする。

14. 輸送機器（シャーシ）小規模ロットに対して作成された、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書には、当該の輸送機器（シャーシ）小規模ロットに含まれるすべての輸送機器（シャーシ）の識別番号に関する情報を記載する。

輸送機器（シャーシ）小規模ロットに含まれる輸送機器（シャーシ）の識別が不可能な場合には、当該の輸送機器（シャーシ）小規模ロットに対して作成された、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書は、これを申請人に対して発行することなく、鑑定組織において保管する。鑑定組織は、製造された輸送機器（シャーシ）の数量を管理し、申請人からの申立てにもとづいて、輸送機器（シャーシ）の識別番号が記載された、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の証明済みの写しを発行する。

輸送機器（シャーシ）小規模ロットに対して作成された、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書は、当該ロットに含まれる輸送機器（シャーシ）に対してのみ効力を有する。

15. 輸送機器の型式の評価に関する判定書、および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書、および（または）輸送機器の型式の承認書、および（または）シャーシの型式の承認書を有するベースとなる輸送機器（シャーシ）を使用して製造された輸送機器の型式の適合性評価に際しては、当該輸送機器の技術要求事項への適合を以下のように確認する：

ベースとなる輸送機器（シャーシ）製造者がそれへの適合性を保障すべき技術要求事項が記載されているベースとなる輸送機器（シャーシ）製造者の許可書（以下、「許可書」）が提出されている場合。これらの技術要求事項についての証明資料として、ベースとなる輸送機器（シャーシ）に対して発行された、輸送機器の型式の評価に関する判定書、および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書、および（または）輸送機器の型式の承認書、および（または）シャーシの型式の承認書を用いる；

上記許可書が存在しない場合、鑑定組織は、ベースとなる輸送機器および（または）シャーシの構造に加えられた変更および追加が評価の対象である技術要求事項に与える影響を確定するために、輸送機器の型式の評価に関する判定書、および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書、および（または）輸送機器の型式の承認書、および（または）シャーシの型式の承認書が当該のベースとなる輸送機器に対して作成された際の根拠となった証明資料の鑑定を行う。鑑定組織は、当該の鑑定の結果にもとづいて、技術要求事

項おのおのについて鑑定調書を作成し、これらが輸送機器の型式の評価に関する判定書を作成するにあたっての証明資料となる。

16. 鑑定組織は、本規則の要求事項に対する適合性評価が実施された輸送機器（シャーシ）が技術要求事項に適合しているか否かの監視を、技術規則V章にもとづいて製造の段階において実施する。

17. 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の有効期限内に輸送機器の構造に変更を加える必要がある場合、申請人は、当該の変更の開始より前に鑑定組織に対して通知し、本規則第9項にもとづく申請書を提出する。

18. 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書に不正確な点が発見された場合、鑑定組織はこれに必要な修正を加え、本規則第11項が定める手順にもとづいて当該判定書を連邦技術規制度量衡庁に送付して、その検討および承認を求める。

19. 個別輸送機器の流通への投入前における、それらに対する技術要求事項が履行されているか否かの検証は、鑑定組織が、遠隔連携手段を用いて、おのおのの個別輸送機器の識別後に、その構造を技術的に鑑定する形によってこれを実施する。

当該の検証は、一式を成す個別輸送機器に対してのみ行う。個別輸送機器が、輸送機器の型式の承認書の発行を受けている型式に属するものである場合には、当該の個別輸送機器の評価に関する判定書の作成は、輸送機器の上記の型式の承認書にもとづいて行う。

20. 最大規模製造者またはその代理人は、個別輸送機器の適合性評価を実施するため、鑑定組織に対して、申請人の名称、その所在地の住所、電話番号、電子メールアドレス、銀行情報、輸送機器の型式、以前に発行された輸送機器の型式の承認書またはシャーシの型式の承認書が記載されている申請書を、技術規則附属書12の第3章の一覧に示されている書類を添付して提出する（以下、「申請書」）。

21. 鑑定組織は、申請書受領日から5労働日以内にこれを検討し、輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下す。申請書が本規則第20項の定める要求事項に適合していない場合には、当該の契約の締結を拒否する旨の決定を下す。

22. 輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下した場合、鑑定組織は以下を行う：

a) 輸送機器（シャーシ）サンプルの提出、ならびに証明資料の検討、分析および判定書作成の費用に関する情報などが記載された、輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を、3労働日以内に申請人との間に締結する。上記の費用の計算は、証明資料の検討および分析ならびに輸送機器の型式の評価に関する判定書および（もしくは）輸送機器のシャーシの型式の評価に関する判定書および（もしくは）個別輸送機器の評価に関する判定書作成の費用の、本規則附属書6が定める計算方式にしたがって行う；

b) 遠隔連携手段を用いて、個別輸送機器の識別を行う；

c) 個別輸送機器に対する技術要求事項が履行されているか否かの検証を行う（遠隔連携手段を用いて構造の技術的鑑定を実施する方法による場合を含む）。量産された輸送機器の構造に対して、内燃機関系とかかわりのない変更が個別的な形で加えられている場合、このような個別輸送機器については、技術規則附属書4の第4章の要求事項が履行されているか否かの検証は行わず、アンチロック・ブレーキシステムの有無に対する評価も行わない（特殊輸送機器および専用輸送機器の場合は、技術規則附属書6が定める要求事項が履行されているか否かの評価を追加して行う）；

d) 個別輸送機器の構造の技術的鑑定調書を作成する；

e) 本規則附属書4が定める書式を用いて個別輸送機器の評価に関する判定書の作成を行い、これを個別

輸送機器の評価に関する判定書登録簿に記載する；

f) 本規則が定める要求事項が履行されているか否かの検証に関連を有する文書を、10年以上の間、電子的形態で保存する。

23. 輸送機器（シャーシ）に対して技術要求事項を適用すること、および（または）個別輸送機器に対して個別輸送機器に対する技術要求事項を適用することが不可能な場合には、これらの輸送機器（シャーシ）および（または）個別輸送機器を流通に投入するために行う、これらの適合性評価の手順は、ロシア連邦産業商業省が、ロシア連邦内務省との合意にもとづいてこれを定める。

特定の車輪式輸送機器に対する
義務的要求事項の適用
およびそれらの適合性評価実施に関する規則
附属書 1

**輸送機器の型式の評価の際の技術要求事項
一覧**

技術要求事項または規制対象	技術要求事項が適用される 輸送機器カテゴリー	技術規準が含まれる文書、または技術規準
1. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 1-02 「ロービームおよび／またはハイビームの非対称な光線を発する、R2および／またはHS1ハロゲンランプを装備した、自動車前照灯の公式認証に関する統一規定」
2. 反射装置	M、N、O	国際連合規則No. 3-02 「動力付き輸送機器およびそのトレーラー用の反射装置の公式認証に関する統一規定」
3. 後部番号灯	M、N、O	国際連合規則No. 4-00 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーの後部番号プレート照明用装置の公式認証に関する統一規定」
4. 方向指示器	M、N、O	国際連合規則No. 6-01 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーの方向指示器の公式認証に関する統一規定」
5. 車幅灯、ブレーキランプ	M、N、O	国際連合規則No. 7-02 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーのサイドライト、後部車幅灯、ストップランプおよびマーカールンプの公式認証に関する統一規定」
6. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 8-05 「ロービームおよび／またはハイビームの非対称な光線を発する、ハロゲンランプを使用する、自動車前照灯の公式認証に関する統一規定」（ランプH1、H2、H3、HB3、HB4、H7、H8、H9、HIR1、HIR2および／またはH11）」
7. 電波干渉レベル	M、N	国際連合規則No. 10-01 「無線干渉抑制装置の装備についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」

8. ドアロックおよびヒンジ	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 11-02 「ドアのロックおよび固定装置についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
9. ステアリング機構の外傷安全性	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 12-03 「ステアリングシステムへの激突からの運転手の保護についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
10. ブレーキの効果	M、N、O	国際連合規則No. 13-07 「ブレーキについてのカテゴリーM、NおよびOの輸送機器の公式認証に関する統一規定」
	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 13-H 「ブレーキについての乗用車の公式認証に関する統一規定」
11. シートベルト固定具	M、N	国際連合規則No. 14-03 「シートベルトの固定具についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
12. 輸送機器への拘束装置の装備	M、N	国際連合規則No. 16-04 「動力付き輸送機器の成人乗客および運転手のためのシートベルトおよび拘束装置の公式認証に関する統一規定」
13. シートとその固定具の強度	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 17-05 「シート、シートの固定およびヘッドレストについての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
14. 輸送機器の不正使用からの防護	M、N	国際連合規則No. 18-02 「不正使用からの防護についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
15. フロントフォグランプ	M、N	国際連合規則No. 19-02 「動力付き輸送機器のフロントフォグランプの公式認証に関する統一規定」
16. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 20-03 「ロービームおよび／またはハイビームの非対称な光線を発する、ハロゲンランプ（ランプH4）を使用する、自動車前照灯の公式認証に関する統一規定」
17. 後退灯	M、N、O	国際連合規則No. 23-00 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーの後退灯および操縦灯の公式認証に関する統一規定」

18. 排出ガス	M、N	国際連合規則No. 24-03 「以下に関する統一規定： I. 目視可能な汚染物質の排出についての圧縮着火式エンジンの公式認証 II. 構造の型式に関して公式認証されている圧縮着火式エンジンの搭載についての自動車の公式認証 III. 目視可能な汚染物質の排出についての、圧縮着火式エンジン搭載自動車の公式認証 IV. 圧縮着火式エンジン出力の測定」
19. シートのヘッドレスト	M、N	国際連合規則No. 25-04 「輸送機器シートに組み付けられているまたは組み付けられていないヘッドレストの公式認証に関する統一規定」
20. 外部突起の外傷安全性	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 26-03 「外部突起についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
21. 警音装置の装備	M、N	国際連合規則No. 28-00 「警音装置の、および警音シグナルについての自動車の公式認証に関する統一規定」
22. キャビンの保護特性	N	国際連合規則No. 29-01 「貨物輸送機器キャビン内の者の保護についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
23. タイヤの装着	M、N、O	国際連合規則No. 30-02 「自動車およびそのトレーラー用のタイヤの公式認証に関する統一規定」
24. 防火	M ₁	国際連合規則No. 34-01 「火災発生の危険防止についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
	M、N、O	国際連合規則No. 34-02 「火災発生の危険防止についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
25. 定員22名超の輸送機器に対する一般安全要求	M ₂ 、M ₃	国際連合規則No. 36-03 「全体的構造についての定員数の多い乗客輸送機器の公式認証に関する統一規定」
26. リアフォグランプ	M、N、O	国際連合規則No. 38-00 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーのリアフォグランプの公式認証に関する統一規定」

27. 速度計測機構	M、N	国際連合規則No. 39-00 「速度測定機構およびオドメーター、それらの取付についてを含む、輸送機器の公式認証に関する統一規定」
28. 安全ガラスの装備	M、N	国際連合規則No. 43-00 「安全ガラスおよびガラス材料の公式認証に関する統一規定」
29. 間接視界装置の装備	M、N	国際連合規則No. 46-01 「間接視界装置の、および同装置の取付についての動力付き輸送機器の公式認証に関する統一規定」
30. 灯火器および警告灯の装備	M、N、O	国際連合規則No. 48-02 「灯火器および警告灯の取付についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
31. 排出ガス	ディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-01 （環境クラス0） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-02、 排出ガスレベルA（環境クラス1） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-02、 排出ガスレベルB（環境クラス2） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-04、 排出ガスレベルA（環境クラス3） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」

	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-05 （排出ガスレベルB1、車載診断、耐久性、使用適合性、NO _x 管理関連の要求レベルー「C」） （環境クラス4） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-05 （排出ガスレベルB2、C、車載診断、耐久性、NO _x 管理関連の要求レベルー「G」、「K」） （環境クラス5） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
32. 外部騒音	M、N	国際連合規則No. 51-01 「4 輪以上の車輪を有する自動車の、それが発生させる音についての公式認証に関する統一規定」
33. 定員22名以下の輸送機器の一般安全要求	M ₂ 、M ₃	国際連合規則No. 52-01 「全体的構造についての、M ₂ およびM ₃ カテゴリーの定員数の少ない輸送機器の公式認証に関する統一規定」
34. タイヤの装着	M、N、O	国際連合規則No. 54-00 「貨物輸送機器およびそのトレーラーのタイヤの公式認証に関する統一規定」
35. 連結装置の装備	M、N、O	国際連合規則No. 55-01 「輸送機器構成要素連結装置の機械的部品の公式認証に関する統一規定」
36. 貨物運搬用輸送機器の後方保護装置の装備	N ₂ 、N ₃ 、O ₃ 、O ₄	国際連合規則No. 58-02 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 後方保護装置 II. 輸送機器の、公式に認証された型式の後方保護装置取付について III. 輸送機器の後方保護について」
37. 外部突起の外傷安全性	N	国際連合規則No. 61-00 「キャビン後部パネルの前に位置する外部突起についての貨物輸送機器の公式認証に関する統一規定」

38. 特殊警告灯	M、N	国際連合規則No. 65-00 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーに取り付けられる特殊警告灯の公式認証に関する統一規定」
39. 車体上部構造の強度	M ₂ 、M ₃ (クラスB、II、III)	国際連合規則No. 66-02 「上部構造の強度についての大型乗客輸送機器の公式認証に関する統一規定」
40. 液化石油ガス (LPG) による輸送機器および動力供給システム	M、N	国際連合規則No. 67-01 「以下に関する統一規定： I. 液化石油ガスで動くエンジンを有するカテゴリ－MおよびNの輸送機器の特殊設備の公式認証； II. 液化石油ガスを燃料として使用するための特殊設備を装備したカテゴリ－MおよびNの輸送機器の、当該設備の取付についての公式認証」
41. 貨物運搬用輸送機器の側面保護装置の装備	N ₂ 、N ₃ 、O ₃ 、O ₄	国際連合規則No. 73-00 「側面保護についての貨物輸送機器の公式認証に関する統一規定」
42. 駐車灯	M、N	国際連合規則No. 77-00 「動力付き輸送機器の駐車灯の公式認証に関する統一規定」
43. ステアリング	M、N、O	国際連合規則No. 79-01 「ステアリング機構についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
44. シートおよびその固定具の強度	M ₂ 、M ₃	国際連合規則No. 80-01 「大型乗客輸送機器のシートの公式認証および当該輸送機器のシートおよびその固定具の強度についての公式認証に関する統一規定」
42. 排出ガス	ガソリンエンジン搭載の M ₁ (最大重量3.5 t 以下)、M ₂ 、N ₁	国際連合規則No. 83-02、 排出ガスレベルA (環境クラス0) 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
	ガソリンおよびディーゼルエンジン搭載M ₁ (最大重量3.5 t 以下)、M ₂ 、N ₁	国際連合規則No. 83-02 排出ガスレベルB、C (環境クラス1) 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」

	<p>火花点火（ガソリン、ガス）エンジンおよびディーゼルエンジン搭載のM₁（最大重量3.5 t 以下）、M₂、N₁</p>	<p>国際連合規則No. 83-04 排出ガスレベルB、C、D（環境クラス2） 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」</p>
	<p>ガソリン、ガスエンジンおよびディーゼルエンジン搭載のM₁、M₂、N₁、N₂</p>	<p>国際連合規則No. 83-05 排出ガスレベルA（環境クラス3） 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」</p>
	<p>強制点火エンジンおよびディーゼルエンジン搭載のM₁、M₂、N₁、N₂</p>	<p>国際連合規則No. 83-05 排出ガスレベルB（環境クラス4） 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」</p>
	<p>強制点火エンジン搭載のM₁、M₂、N₁、N₂ （国連規則No. 83-06の適用分野にしたがう）</p>	<p>国際連合規則No. 83-06（環境クラス5） 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」</p>
<p>46. 速度制限装置の装備</p>	<p>M、N</p>	<p>国際連合規則No. 89-00 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 輸送機器の、最高速度の制限または可変速度制限機能について II. 輸送機器の、公式に認証された型式の速度制限装置（SLD）または可変速度制限装置（ASLD）の取付について III. 速度制限装置（SLD）および可変速度制限装置（ASLD）」</p>
<p>47. 貨物運搬用輸送機器の前方保護装置の装備</p>	<p>N₂、N₃</p>	<p>国際連合規則No. 93-00 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 前方突入防止装置 II. 輸送機器の、公式に認証された型式の前方突入防止装置について III. 輸送機器の、前方突入防止について」</p>
<p>48. 排出ガス</p>	<p>走破性の高い、ディーゼ</p>	<p>国際連合規則No. 96-01</p>

	ル搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	（環境クラス3） 「農業用、林業用トラクターおよびオフロード車に取り付けられる圧縮着火式エンジンの、そのエンジンからの汚染物質排出についての公式認証に関する統一規定」
	いずれかのアクスルの駆動をオフにできるものを含めた全輪駆動の、ディーゼル搭載のM ₁ GおよびM ₂ G（最大重量3.5 t 超）、M ₃ G、N ₁ G、N ₂ G、N ₃ G	国際連合規則No. 96-02（環境クラス4） 「農業用、林業用トラクターおよびオフロード車に取り付けられる圧縮着火式エンジンの、そのエンジンからの汚染物質排出についての公式認証に関する統一規定」
49. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 98-00 「動力付き輸送機器のガス放電式光源を有する前照灯の公式認証に関する統一規定」
50. 電動式輸送機器の安全性	M、N	国際連合規則No. 100-00 「電気駆動装置に対する具体的な要求事項についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
51. 反射マーキング	N ₂ 、N ₃ 、O ₃ 、O ₄	国際連合規則No. 104-00 「カテゴリM、NおよびOの輸送機器用の反射マーキングの公式認証に関する統一規定」
52. 乗客輸送機器の一般安全要求	M ₂ 、M ₃	国際連合規則No. 107-01 「全体的構造についてのカテゴリM ₂ およびM ₃ の輸送機器の公式認証に関する統一規定」
53. 圧縮天然ガス（CNG）および液化天然ガス（LNG）による輸送機器および動力供給システム	M、N	国際連合規則No. 110-00 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 圧縮天然ガス（CNG）で動くエンジンを有する動力付き輸送機器の特殊装置の諸要素 II. 輸送機器の、圧縮天然ガス（CNG）エンジンで使用される公式認証された型式の特殊装置の諸要素の取付について」 国際連合規則No. 110-01 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 圧縮天然ガス（CNG）および／または液化天然ガス（LNG）で動くエンジンを有する動力付き輸送機器の特殊装置の諸要素

II. 輸送機器の、圧縮天然ガス（CNG）および／または液化天然ガス（LNG）エンジンで使用される公式認証された型式の特殊装置の諸要素の取付について」

54. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 112-00 「ロービームもしくはハイビームまたはその両方の非対称な光線を発する、ハロゲンランプおよび／または発光ダイオードモジュールを装備した自動車前照灯の公式認証に関する統一規定」
55. 不正使用からの保護	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 116-00 「輸送機器の不正使用からの保護に関する統一規定」
56. 車内の防火特性	M ₃ (クラスIIおよびIII)	国際連合規則No. 118-00 「特定カテゴリーの動力付き輸送機器の構造で用いられる材料の燃焼特性および／または耐ガソリン性もしくは耐油性に関する統一技術規定」
57. コーナリングランプ	M、N、O	国際連合規則No. 119-00 「動力付き輸送機器の側方灯の公式認証に関する統一規定」
58. 水素による輸送機器および動力供給システム	M、N	国際連合規則No. 134-00 「水素で動く輸送機器の安全確保のための運行性能についての動力付き輸送機器およびその設備の諸要素の公式認証に関する統一規定」
59. 車内騒音	M、N	国家間規格GOST 27435-87 「自動車の車内騒音。許容レベルと測定方法」 国家規格 GOST R 51616-2000 「自動車。車内騒音。許容レベルと試験方法」 国家間規格GOST 33555-2015 「自動車。車内騒音。許容レベルと試験方法」
60. 換気および暖房	M、N	国家規格 GOST R 50993-96 「自動車。暖房、換気および空調システム。効果および安全に対する要求」 国家間規格GOST 30593-2015 「自動車。暖房、換気および空調システム。効果および安全に対する要求」
61. 輸送機器の居住空間空気中の有害（汚染）物質の含有量	M、N	国家規格 GOST R 51206-2004

			「自動車。乗客用スペースおよびキャビン内空気中の汚染物質の含有量。規準値と試験方法」
			国家間規格GOST 33554-2015
			「自動車。キャビンおよび乗客用スペース内空気中の汚染物質の含有量。技術要求と試験方法」
62. 操作性および安定性	M、N、O		国家規格 GOST R 52302-2004
			「自動車。操作性および安全性。技術要求。試験方法」
			国家間規格GOST 31507-2012
			「自動車。操作性および安全性。技術要求。試験方法」
63. 運転席からの視界	M、N		国家規格 GOST R 51266-99
			「自動車。運転席からの視界。技術要求。試験方法」
			国際連合規則No. 125-00
			「運転者の前方視界についての動力付き輸送機器の公式認証に関する統一規定」
64. 障害者輸送用バス	M ₂ 、M ₃		国家規格 GOST R 50844-95
			「障害者輸送用バス。一般技術要求」
65. 小児輸送用バス	M ₂ 、M ₃		国家規格 GOST R 51160-98
			「小児輸送用バス。技術要求」
			国家間規格GOST 33552-2015
			「小児輸送用バス。技術要求と試験方法」
66. 排出ガス	ガソリンエンジン搭載の M ₁ （最大重量3.5 t 超）、 M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	CO - 85 g/kw・h、C _m H _n - 5 g/kw・h、NO _x - 17 g/kw・h (9モード試験サイクル) (環境クラス0)	
	ガソリンエンジン搭載の M ₁ （最大重量3.5 t 超）、 M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	CO - 72 g/kw・h、C _m H _n - g/kw・h、NO _x - 14 g/kw・h (9モード試験サイクル) (環境クラス1)	
	ガソリンエンジン搭載の M ₁ （最大重量3.5 t 超）、 M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	CO - 55 g/kw・h、C _m H _n - 2.4 g/kw・h、NO _x - 10 g/kw・h (国連規則No.49-03による試験、試験サイクルESC) (環境クラス2)	
	ガソリンエンジン搭載の	CO - 20 g/kw・h、C _m H _n - 1.1 g/kw・h、NO _x - 7 g/kw・h (国連規則No.49-03による試験、試験サイ	

	M ₁ (最大重量3.5 t 超)、 M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	クルESC) (環境クラス 3)
67. 緊急救援隊出動要請装置の装備	ガソリンエンジン搭載の M ₁ (最大重量3.5 t 超)、 M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	CO- 4 g/kw・h、C _m H _n - 0.55 g/kw・h、NO _x - 2 g/kw・h (国連規則No.49-03による試験、試験サイクルETC) (環境クラス 4)
	環境クラス 3 以上のN ₃ 、 および M ₁ 、M ₂ 、M ₃ 、 N ₁ 、N ₂	<p>緊急救援隊出動要請装置 (以下、装置) は周囲気温が-40 °Cから+85 °Cでその性能が保障される。予備バッテリー (存在する場合) については最低作動温度が-20 °Cであってもよい；</p> <p>装置の性能とその輸送機器への固定は、国連規則No.17附属書 9 への補遺にしたがった動的試験の実施に際して生じる負荷のもとで維持される；</p> <p>装置は、GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網での稼働のための加入者個人識別カードを有する；</p> <p>装置は以下を可能にする：</p> <p>緊急通報ボタンを押したのちの、輸送機器、その現在位置、移動方向および速度についてのメッセージの送信；</p> <p>移動無線電話通信網による緊急救援隊との双方向スピーカー通話；</p> <p>信頼水準0.95、座標軸上の誤差15分以下での位置の特定；</p> <p>緊急救援隊オペレーターとのスピーカー通話モードでの双方向デュプレックス音声通話の確立；</p> <p>GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網で作動する音声帯域モデムを利用しての輸送機器についてのメッセージの送信；</p> <p>GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網における緊急通報優先の必須属性；</p> <p>音声帯域モデム装置によるサポートがない場合、情報送信はショートメッセージ (SMS) によって行われる；</p> <p>確立された音声通話を通じて作動する音声帯域モデムを利用しての、およびGSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網でのSMS利用による、情報の再送信が可能であること；</p> <p>緊急通報完了後の、SMSの形で届く緊急通報再送信命令の受信、および設定可能な時間内での緊急通報再送信の実行；</p> <p>緊急通報実行の際の、音声通話が行われる間の特別通信手段をのぞく、輸送機器上の他の音声再生手段の切断；</p>

GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網を利用しての情報送信が不可能な場合—送信されなかった情報の不揮発性メモリーへの保存と、送信が可能になった時点でのその送信；

緊急通報実行後20分以上の間の、電話着信の自動受信；

装置の想定されるあらゆるモードでの作動および予備バッテリー（存在する場合）の充電を可能にする、輸送機器車載給電網への接続；

車載給電網からの電力供給がない場合—予備バッテリーの使用によりコールバック待機モードで60分以上、その後は音声通信モードで10分以上、自律動作が可能であること。予備バッテリーの耐用年数は3年以上とする；

手動モードでの自らの性能検査が可能であることおよび自らの不具合について装置状態の光学式インジケータまたは計器盤上のメッセージを利用しての表示；

装置のテスト結果を、GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網を利用して送信することが可能であること；

装置のアンテナ設置により、輸送機器作動状態における2つ以上の現行の全地球航法衛星システムの信号の安定した受信、輸送機器の任意の状態における、GSM 1800ならびにUMTS 900およびUMTS 2000規格の信号の送受信を可能にする移動無線電話通信網での安定した通信が可能になる；

緊急救援隊出動要請ボタンは、運転席およびフロントシートの乗客（輸送機器が運転席の隣に乗客用フロントシートが設けられている構造である場合）—代表性水準50パーセントの男性—から直接見える場所に設置されており、これらの者がシートベルトを外すことなく届くようになっていなければならない；

緊急救援隊出動要請ボタンは、意図せず押されてしまうことから機械的方法により守られていなければならない；

緊急救援隊出動要請ボタンはバックライトを備えていなければならない；

明るい時間でも見える、装置状態の連続点灯（点滅しない）赤色光学式インジケータが、運転席およびフロントシートの乗客から直接見える場所に配置される；

装置状態の光学式インジケータは、以下のように点灯する：

点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）に入れられて電力が輸送機器の電気設備に供給されたとき、短時間（3～10秒間）；

緊急出動要請ボタンが押された後の、輸送機器、その現在位置、移動の方向および速度についてのメッセージ送信についての要求、および（または）移動無線通信網による緊急救援隊との双方向スピーカー通話の確保についての要求を満たせなくなるような不具合の発生（存在）

時。装置状態の光学式インジケータは、点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）にあれば、不具合が継続する間ずっと点灯した状態にある；

緊急救援隊出動要請ボタンおよび装置状態の光学式インジケータには、識別記号が付されていないなければならない。装置状態の光学式インジケータは、構造上緊急救援隊出動要請ボタンを兼ねていてもよい；

装置の試験は以下にしたがって行われる：

国家間規格GOST 33468-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムの輸送機器キャビン内スピーカー通話品質要求への適合試験方法」の第7.12項（停止中の輸送機器においてのみ）；

国家間規格GOST 33471-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムのナビゲーションモジュールの試験方法」の第5.1項；

国家間規格GOST 33470-2015「地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムの無線通信モジュールの試験方法」の第6および7項（1つのサンプルで）；

国家間規格GOST 33467-2015 "全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムおよびデータ通信プロトコルの機能テスト方法」第6.2～6.7項（1つのサンプルで、手動モードでのみ）；

装置の取付についての輸送機器の試験は以下にしたがって行われる：

国家間規格GOST 33469-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムの事故発生時間特定についての要求への適合試験方法」の第8項（第8.1項および第8.2項をのぞく）；

本項でその検査のための試験方法が定められていない要求事項については、検査は行われない。

68. 国家登録マークの設置

M、N、O

国家規格GOST R 50577-2018

「輸送機器国家登録マーク。タイプおよび主要寸法。技術要求」

69. 輸送機器。マーキング

M、N、O

国家規格GOST R 51980-2002

「輸送機器。マーキング。一般技術要求」

国家間規格GOST 33990-2016

「輸送機器。マーキング。技術要求」

註：

1. 輸送機器の適合性評価の際の技術要求事項（以下、要求事項）は、適用分野にしたがって、また国際連合規則（以下、国連規則）に定められた経過規定を踏まえて、適用される。
2. 要求事項提示の際には、関税同盟技術規則「車輪式輸送機器の安全について」（以下、技術規則）附属書2に示す註が適用される。
3. よりレベルの高い要求事項をかわりに適用してもよい。
4. 車外騒音および車内騒音についての試験を実施する際に、試験エリアに対する要求事項は考慮されない。
5. これら要求事項に関する証明資料として国連規則による輸送機器型式認証についての通知が提出されている場合、当該の国連規則の効力が及ぶ、輸送機器型式認証についての上記通知に記載されている諸部品についての個々の型式に関する公式認証についての通知の写しの提出は必須ではない。
6. 流通に投入される、乗客の商業輸送を行うカテゴリ-M₂およびM₃、貨物の商業輸送を行うN₂およびN₃の輸送機器の構造は、運転手による走行、作業および休憩モード遵守の状況を監視する技術機器（タコグラフ）の装備を可能にする（所定の取付位置、固定位置、電源がある）ものでなければならない。
7. 2022年8月1日までは、輸送機器に緊急救援隊出動要請装置を装備しなくてもよい。2022年8月1日以降に流通に投入する際に輸送機器に緊急救援隊出動要請装置を装備することが不可能である場合、2023年2月1日までに緊急救援隊出動要請装置を必ず追加装備するという条件で、輸送機器を流通に投じることが許される。
輸送機器への緊急救援隊出動要請装置の追加装備は、損害防止措置プログラムの枠内で、連邦技術規制・度量衡庁との合意の上で行われる。上記損害防止措置プログラム実施状況のモニタリングは連邦技術規制・度量衡庁によって行われる
8. 輸送機器にはアンチロックブレーキシステムを装備しなくてもよい。
9. 触媒コンバータは、輸送機器の構造上その存在が想定されている場合には、必ず取り付けられなければならない。
10. 点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）に入れられて輸送機器の電気設備に電力が供給されるたびに別の光学式インジケータにより装置の正常稼働を確認することができる、また計器盤に不具合についてのテキストメッセージが表示され、それが点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）にあり不具合が存在しつづける間中継続するのであれば、要求事項を満たしている緊急救援隊出動要請装置の構成中に光学式インジケータが存在しなくてもよい。
11. 特殊および専用輸送機器については、技術規則附属書6に定める要求事項の履行状況が追加で判定される。